

# 令和3年度 丹波篠山市立西紀小学校 いじめ防止基本方針

令和3年4月2日  
丹波篠山市立西紀小学校

## 1 いじめの防止等のための学校の方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、人として決して許されない行為である。西紀小学校では、それを正しく認識し、学校・家庭・地域・行政機関、他関係諸機関が連携し、継続して未然防止に努める。また些細ないじめの芽も見逃すことなく、早期発見、早期対応により解決に向けて全力を尽くす。

取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、全教職員が認識を一つにして組織的に、且つきめ細やかに「安全・安心な西紀小学校・いじめを生まない土壌づくり」のため、日々以下の基本姿勢で取り組むこととする。

- ① 学校、学級内に「いじめは絶対許さない・見過ごさない」雰囲気をつくる。
- ② 児童、教職員の人権意識を高める。
- ③ 校内に、児童と児童、児童と教職員をはじめとする温かな人間関係を築く。
- ④ 「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得るものである」という認識を持ち、いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑤ 最新のいじめの定義など、保護者や子どもにいじめ問題の正しい理解の普及啓発に努めるとともに、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

### (1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として、「いじめ対応チーム」を置く。

### (2) いじめ対応チームの構成

校長、教頭、生徒指導担当、児童支援担当、養護教諭、学団代表、  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー  
(いじめの情報がある場合は、当該学級担任)

### (3) いじめ対応チームの役割

- ア 月に1回、定例会を開き、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- イ 心の教育総合センターの「いじめ未然防止プログラム」の活用等、いじめの対応に関する校内研修等を企画し、教職員の対応能力の向上を図る。
- ウ いじめの相談・通報の窓口となる。
- エ 学期に1回「いじめアンケート」を実施し、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- カ 重大事態が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

### 3 いじめの未然防止の取組

児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。  
 また、児童に学習面・生活面の基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感や自尊感情を育むよう努める。  
 さらに命の大切さについて、教育活動全体を通して指導し、特に「いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない」ということ、「見て見ぬふりや知らん顔も『傍観者』としていじめに荷担している」ということを理解させる。

取 組	ね ら い	具体的な内容（時期・回数等）
人 権 教 育 の 充 実	人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全校朝会 （人権の内容含む月2回）</li> <li>・ 人権参観日（6月）</li> </ul>
道 徳 教 育 の 充 実	豊かな人間性、思いやる心、人権意識等を養う事により「いじめをしない、許さない」態度を育む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育活動全体</li> <li>・ 特別の教科 道徳(年間35回)</li> <li>・ 道徳親子読書感想文の実施</li> <li>・ インターネット安全教室(10月)</li> </ul>
体 験 教 育 の 充 実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生命尊重、思いやり、規範意識の育成等、「心の教育」を充実する。</li> <li>・ 自ら考え、行動する力を育成する。</li> <li>・ 自然や芸術・文化を大切にする感性を醸成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域校外学習（5月）</li> <li>・ 全校田植え（5月）</li> <li>・ 自然学校（6月）</li> <li>・ 米寿お祝い（9月）</li> <li>・ 全校稲刈り（9月）</li> <li>・ 福祉体験（11月～2月）</li> </ul>
コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実	友だちの心の傷みや感情を共感的に受容するための、想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築かせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クラブ活動（年5回）</li> <li>・ みんな遊び(縦割班) （第1または第2木曜）</li> <li>・ 児童会集会行事(学期1回)</li> <li>・ 児童会さつまいも栽培・収穫</li> </ul>
児童が自ら主体的に行う取組の充実	集団の一員として、よりよい人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西紀っ子タイム(朝会・年10回)</li> <li>・ 児童代表委員会(毎週金曜日)</li> <li>・ 委員会活動(第1金曜6校時)</li> </ul>

#### 4 いじめの早期発見の取組

早期発見・早期解決に向けて、すべての教職員は、「いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得る」「いじめは大人の見えにくいところで起こる」ことを理解し、子どもの小さな変化を敏感に察知していじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また早期発見のために、日頃から子どもたちとの信頼関係を深め、情報は全ての教職員で共有し、保護者や地域の方とも連携して、日頃から情報を広く収集するなど、解決に向けた組織的な取組についても理解を深める。

そして、いじめの発見はもちろん、いじめの疑いを認めたときには、適切かつ迅速な対処を行う。

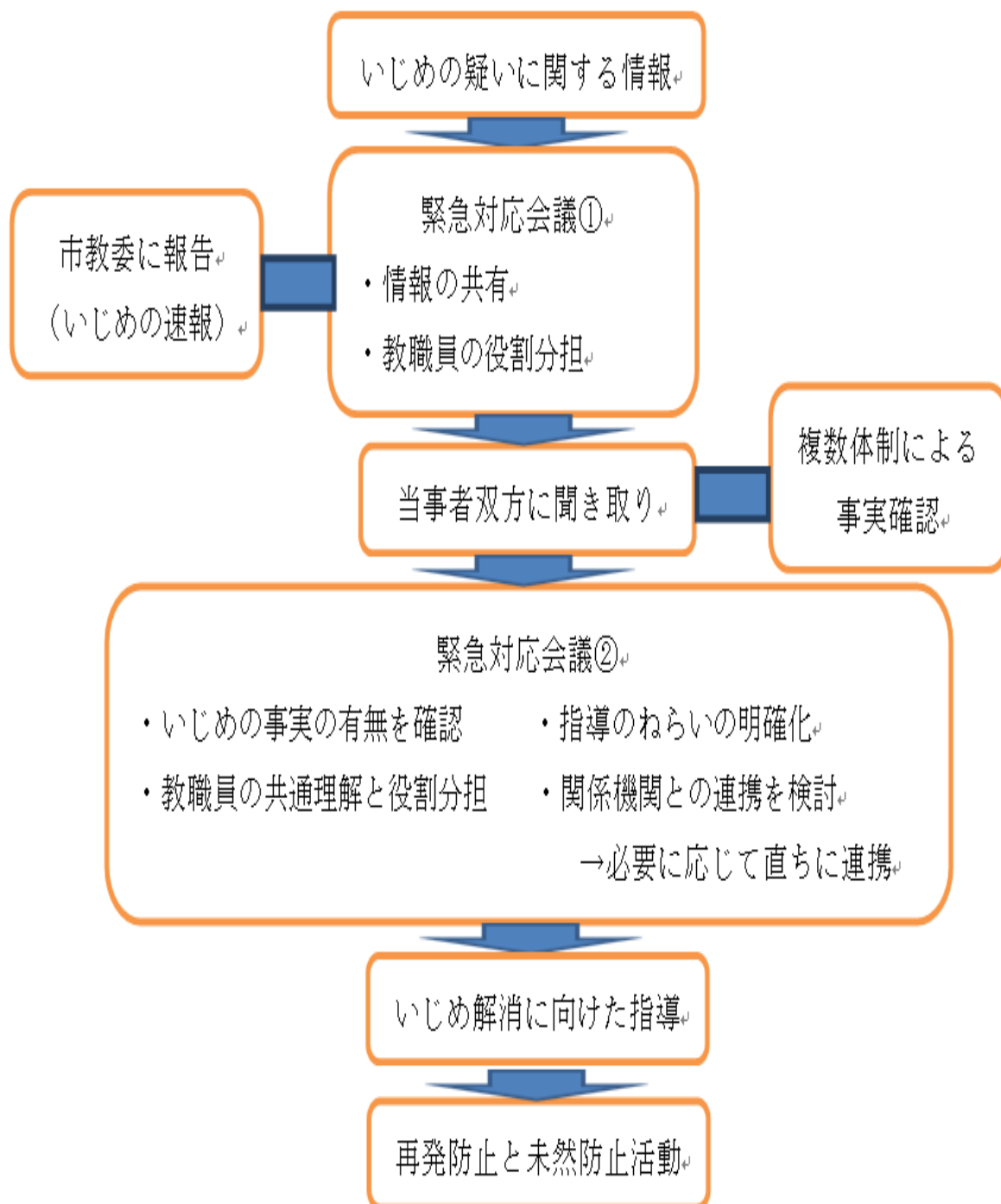
取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
日々の観察	いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝のきめ細やかな健康観察</li> <li>・欠席者・遅刻者の理由把握</li> <li>・「いじめ早期発見チェックリスト」活用</li> <li>・子どもと過ごす時間をつくる</li> </ul>
教育相談 (学校カウンセリング)	情報の正確な把握 組織的対応への活用 児童の心の内面を多面的・総合的に理解するため、保護者やスクールカウンセラー等との連携を密にし、長期的視野に立って、教育相談の充実に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SCとの相談（年16回程度）</li> <li>○家庭訪問（随時）</li> <li>○保護者との個人懇談（7月・12月他随時）</li> <li>・些細なことでも情報共有</li> <li>・聴き取りは複数で行う</li> <li>・記録を正確に残す</li> <li>聴いた情報・対応・事後指導</li> <li>○教育相談強化週間（9～10月）</li> </ul>
いじめアンケート (いじめ実態調査)	いじめの未然防止、早期発見、早期対応	アンケート実施（6月・11月・2月） 必要に応じ事情を聴取、指導
いじめ対応に関わる教職員の資質能力向上研修	いじめを見逃さない認知能力の向上 未然防止、早期発見、早期対応のためのスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート項目の見直し(4月)</li> <li>・対応マニュアルや事例を使つての対応シミュレーション(8月)</li> <li>・アンケート考察(6月、10月、2月)</li> </ul>
情報共有	いじめの未然防止、早期発見 保護者・地域との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級懇談(4月・10月・2月)</li> <li>・個人懇談(6月・12月)</li> <li>・西紀っ子すくすくカード(10月)</li> <li>・家庭訪問</li> <li>・全教職員の情報交換(随時)</li> <li>・地区別懇談会(7月)</li> <li>・民生委員児童委員との懇談会(6月・2月)</li> </ul>

## 5 いじめの早期対応の取組

いじめの兆候を発見・相談があったときには、問題を軽視することなく、積極的な認知を行い、ただちにいじめ対応チーム緊急会議を開き、早期に適切な対応を組織的に実施する。

第一には、いじめに遭った児童の保護及び心のケアを、そして「いじめは絶対許さない」方針を揺るがすことなく、組織的に早期解決・再発防止・未然防止に向けて、短期・中期・長期の目標・実践計画をもって取り組む。

### (1) いじめ対応の基本的な流れ



## (2) いじめが起きた場合の対応

### ア いじめられた子どもに対して

#### ○子どもに対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

#### ○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

### イ いじめた子どもに対して

#### ○子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

#### ○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

### ウ 周りの子どもたちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

### エ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合は、重大事態を除いていじめ行為が少なくとも3ヶ月止んでいる状態と判断し、かつ、いじめられた子どもが心身の苦痛を感じていないことと判断できるものとする。また、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心

のケアにあたる。

- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときも、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

### (2) 重大事態の報告・調査

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会に重大事態の発生を報告する。

市教育委員会において、調査の主体を学校が担うか、市教育委員会が担うか判断することとなるが、学校が調査の主体となる場合、以下のような対応にあたる。

①いじめ対応チームを重大事態の調査組織として、いじめ対応チームを母体とし、事態に応じた専門家を加えた組織を設置

↓

②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

↓

③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

↓

④調査結果を市教育委員会に報告

↓

⑤調査結果をふまえた必要な措置の実施

## 7 いじめの防止に係る年間計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	<p>いじめ対応チーム組織確立 (定例会議…毎月1回)</p> <p>・指導方針・指導計画の検討 及び共通理解</p> <p>道徳教育・人権教育・特別活動と関連させた“なかまづくり”指導(年間)</p>	<p>児童・家庭と担任との信頼関係づくり(年間)</p> <p>・前年度担任との引継ぎ ・家庭との連絡 ・校外児童会</p>	<p>(※いじめ実態把握調査)</p> <p>・下校指導 ・家庭訪問</p>
5	<p>・いじめアンケート項目見直し</p>	<p>・地域校外学習(地域との連携) ・地区会議</p>	<p>・家庭訪問</p>
6	<p>・人権参観日 ・安全の日 ・いじめアンケートの整理と考察 →教職員研修</p>	<p>・学校運営協議会 ・民生委員児童委員懇談会 ・地区会議</p>	<p>・いじめアンケート① ・相談week ・里づくり下校見守り</p>
7	<p>・いじめアンケート①の公表文書 検討 ・長期休業日前の生活指導</p>	<p>・地区会議</p>	<p>・個人懇談</p>
8	<p>・教職員研修(事例研修等)</p>		
9	<p>・いじめアンケート項目について</p>	<p>・地区会議 ・教育相談強化週間</p>	<p>・下校指導 ・教育相談</p>
10	<p>・教育相談の結果考察 →教職員研修</p>	<p>・オープンスクール ・学級懇談会 ・地区会議</p>	<p>・西紀っ子すくすくカード</p>
11	<p>・いじめアンケート②の整理と考 察、公表文書検討 →教職員研修</p>	<p>・学校運営協議会 ・地区会議</p>	<p>・いじめアンケート② ・相談week ・里づくり下校見守り</p>
12	<p>・長期休業日の生活に関する指 導</p>	<p>・地区会議</p>	<p>・個人懇談</p>
1	<p>・いじめアンケート項目について</p>	<p>・地区会議</p>	<p>・下校指導</p>
2	<p>・いじめアンケート③の整理と考 察、公表文書検討 →教職員研修</p>	<p>・学級懇談会 ・学校運営協議会 ・民生委員児童委員懇談会 ・地区会議</p>	<p>・いじめアンケート③ ・相談week ・里づくり下校見守り</p>
3	<p>・長期休業日の生活に関する指 導 ・今年度の成果と課題</p>	<p>・地区会議</p>	<p>・下校指導</p>